

**2018年度かわさき基準（KIS）
認証福祉製品応募の御案内**



目 次

1. かわさき基準（KIS）認証事業の概要	1
2. かわさき基準（KIS）が大切にする考え方	4
3. 今年度の主な変更点	7
4. 年間スケジュール（予定）	8
5. 審査の視点	9
6 - 1. 応募要領【かわさき基準（KIS）認証福祉製品】	10
6 - 2. 応募要領【かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品】	15
7. 申請書記入項目の解説	18

お問合せ先

川崎市経済労働局イノベーション推進室ウェルフェアイノベーション担当

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル10階

電 話：044-200-2513

FAX：044-200-3920

メール：28innova@city.kawasaki.jp

1. かわさき基準（KIS）認証事業の概要

<背景>

川崎市は、京浜工業地帯の一翼を担い、我が国のものづくりを代表する産業都市として発展し、グローバル企業や研究開発機関が多数集積した高い成長性と持続性を備えた先端産業・研究開発都市へと進化しています。また、本市においては、ライフ・グリーン・ウェルフェアの3つのイノベーションを中心とした人類共通の課題解決につながる産業が成長しつつあります。こうした中、ウェルフェアイノベーションの取組は、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指していくもので、約300の企業・福祉事業者・大学など様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行的に対応していく製品・サービスづくりを進めているところです。

<かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard）>

このウェルフェアイノベーションの取組を進めていく中で、2008年に定めた川崎市独自の福祉製品のあり方を示す「かわさき基準（KIS）」により、2017年度までの10年間に212製品の認証を行ってきました。「かわさき基準（KIS）」では、満足度の高い福祉製品の目指すべき姿を、かわさき基準の「理念」や「製品開発ガイドライン」といった形で広く示し、福祉製品に関する産業に参入する企業に対して、競争力の高い開発を促しています。また、認証にあたっては、利用者目線によるモニター評価などを通じて認証し、さらには利用者の製品に対する使いやすさ等の評価を通じて、認証福祉製品の福祉現場への導入を進めるなど、新たな活力と社会的価値の創造に向けた動きを発信しています。

<今後の取組>

今後、本市のみならず国全体で急速に高齢化が進展します。また、障害のあるなしに関わらず活躍していくことのできる社会を引き続き目指していく必要があります。

こうした状況をしっかりと踏まえ、地域包括ケアの推進やパラムーブメントの取組にも寄与する「かわさき基準（KIS）」認証福祉製品のラインナップを更に充実させるとともに、川崎市をはじめ日本各地で生まれた使いやすい福祉製品が「KIS」ブランドとして、広く国内で使用され、将来的にはアジア諸国など世界の福祉問題に貢献できるよう取組を推進してまいります。

かわさき基準（KIS）認証を通じて、多くの皆さんが、福祉製品が持つ「人の人生を豊かにしていく」可能性に目を向け、新たな製品の創出・活用、さらには活用から生まれる価値の創造・発信の循環が生まれ、この動きが広く社会に伝播していくことを期待しています。

(1) かわさき基準 (KIS) 認証事業の構成

かわさき基準 (KIS) 認証事業は、以下の取組により構成されます。

- ① 応募された製品の中から、かわさき基準 (KIS) 認証福祉製品及びかわさき基準 (KIS) プレミアム認証福祉製品を選び、広く公表する取組
- ② 認証事業者とともに、認証福祉製品の活用を促し、新たな価値を創造・発信する取組

(2) 2018年度かわさき基準 (KIS) 認証の概要

ア かわさき基準 (KIS) 認証福祉製品の審査・発表

- ・応募者から提示された申請書と製品をもとに行う「一次審査」と、製品のモニター評価をもとに行う「二次審査」を実施します。
- ・川崎市は、2018年度かわさき基準認証 (KIS) 福祉製品を2019年2月中旬【予定】に発表し、プレスリリースするとともに、川崎市のウェブサイトにて、結果を公開します。
- ・認証事業者は、この発表日をもって認証結果を自らも公表することができます。また、認証に伴う誓約書の提出により、認証の証である「KISマーク」を使用することができます。

イ かわさき基準 (KIS) プレミアム認証福祉製品の審査・発表

- ・応募者から提出された申請書をもとに、製品である「モノ」の活用から生活の質の向上が促進されるといった「コト」を具体化している製品であるとともに、これまでにはない「価値」が新たな社会モデル構築の可能性を有しているかについて、審査を実施します。
- ・既に認証されたかわさき基準 (KIS) 認証福祉製品についても、応募の対象とします。
- ・川崎市は、認証結果を2019年2月中旬【予定】に発表し、プレスリリースするとともに、川崎市のウェブサイトにて、結果を公開します。
- ・認証事業者には、2019年3月19日 (火)【予定】に開催する川「2018年度かわさき基準 (KIS) 福祉製品認証式」にて、「製品の活用によりつくりだす新たな価値の社会への提案」を目的に、プレゼンテーションを行っていただく予定です。

ウ かわさき基準 (KIS) 認証式の開催

- ・全ての2018年度かわさき基準 (KIS) 認証福祉製品を広く社会に向けて紹介する「2018年度かわさき基準 (KIS) 福祉製品体験展示会」を2019年3月19日 (火)【予定】に開催します。認証事業者は、この展示会に福祉製品を出展することとします。

(3) かわさき基準 (KIS) 認証後の取組

ア かわさき基準 (KIS) 認証福祉製品の広報活動

- ・川崎市は、認証事業者とともに、認証福祉製品の活用を通じた、新たな価値を創造・発信する活動に取り組みます。

イ 「K I Sマーク」及び「K I Sプレミアムマーク」の使用

- ・認証事業者は、認証の証である「K I Sマーク」及び「K I Sプレミアムマーク」を使用し、広報や販売促進活動を展開することができます。詳細は、「かわさき基準ロゴマーク使用に関する要領」に定めるところによります。

(4) 応募にあたっての留意事項

ア かわさき基準（K I S）認証にかかる費用

- ・かわさき基準の応募者は、モニター評価に要する費用、体験展示会の出展に係る費用（出展は無料）、プレゼンテーションに係る費用等を負担します。

イ 情報の公開

- ・川崎市は、かわさき基準の応募者から提供された情報のうち、予め指定する情報について、かわさき基準認証事業の広報のために使用することがあります。また、認証審査終了後、全ての認証福祉製品について、認証にあたっての「総合評価結果」を公開します。川崎市では、認証に至らなかった製品を含め、応募者による対象製品への個別の審査内容に関する情報の開示請求以外に、一切の開示請求には応じません。

ウ 守秘義務

- ・川崎市及び認証審査、体験展示会等の業務にかかる関係者は、応募者についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について、守秘義務を負います。

エ 応募者の責任に帰する事項

- ・かわさき基準の応募対象製品に関する知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとし、川崎市はその一切の責任を負いません。また、かわさき基準の応募により、応募者、認証事業者あるいは、その他の第三者の間で生じた紛争についても、川崎市ではその一切の責任を負いません。

オ 認証の取り消し

「かわさき基準」及び「かわさき基準プレミアム」の認証福祉製品について、下記のような事実が判明した場合、川崎市はその認証を取り消すことができます。

- ① 認証福祉製品が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合
- ② 認証福祉製品が、他社の知的財産権を侵害していると公に認められた場合
- ③ 応募者が、応募要領等に定められた規定に違反した場合

カ 認証期間

- ・認証期間は3年です。
- ・認証期間を更新する場合は、認証更新申請書の提出が必要となります。

2. かわさき基準（K I S）が大切にしている考え方

（1）かわさき基準（K I S）の理念

かわさき基準では、福祉製品が持つ人の人生を豊かにしていく可能性に目を向け、新たな製品の創出・活用、さらには活用から生まれる価値の創造・発信の循環が生まれることを期待しています。この動きが広く社会に伝播していくために、向き合うべき根源的な理念として、「自立支援」を中心概念とする以下の8つの理念を「かわさき基準の理念」として位置付けています。

人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
利用者の意見の反映	サービス提供システムや福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような福祉製品であること
自己決定	あらゆるサービスがサービスの提供の各過程において、十分な説明と理解がなされ、本人の自己決定に基づいて行われること
活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが身近なところですみやかに提供されていること
安全・安心	サービス提供の全ての過程において、安全・安心が保障されていること
ノーマライゼーション	どのようなニーズを抱えていても、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

（2）自立支援

「（1）かわさき基準（K I S）の理念」のとおり、かわさき基準とは、利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した川崎市独自の基準であり、「自立支援」を中心概念としています。ここでいう自立とは、全てのことを自分一人で行うことを意味するのではなく、「自らが望むことを目指して、主体的に選択、自己決定できる。」ことであり、家族や地域が協力することも含めて実行・実現できることを指します。

かわさき基準が対象とする福祉製品は、「高齢者や障害のある方を含め、製品を利用するあらゆる人の日常活動の活性化を促す製品であること」が求められます。そこで、高齢者や障害のある方を主な利用者として想定している製品であれば、福祉用具法に定める補装具・日常生活用具・

自助具などの狭義の「福祉用具」だけでなく、誰にでも使いやすいように配慮された身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が利用しやすい製品としての「共用品」や、介護・介助に携わる人の負担を軽減するような製品についてもかわさき基準の対象としています。

(3)「新たな在宅ケアモデルの構築」や「介護者・介助者負担軽減」を推進する

高齢社会において、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を目指して、多様な主体が連携しながらきめこまやかな地域支援を展開する「地域包括ケア」を推進していく必要があります。

急激な高齢化は、医療・看護・介護・福祉・生活支援などの「ケアを必要とする人」の増加のみでなく、慢性疾患、さらには複数の疾病を抱えながら生活する高齢の受療者数が増加することを意味するため、地域全体で必要とするケアの「質」にも大きな変化を及ぼすものと考えられます。今後は、何らかのケアが必要となった場合でも、本人の自立支援を促進し、本人が望めば、自宅で最期を迎えることができるような「新たな在宅ケアモデルの構築」を進めていく必要があります。

また、近年では、「何らかのケアを必要とする人」の著しい増加が見られ、今後も引続き増加傾向となることを見込まれます。一方で、ケアに携わる専門職として、中心的な活躍が期待される生産年齢人口は、長期的には減少することが見込まれています。このような状況から、今後は、若年層の確保と元気な高齢者を含め、ケアに携わる人材の育成と確保が重要になっています。

かわさき基準では、本人の自立支援を促進することによる新たな在宅ケアモデルを実現し、介護者・介助者負担を軽減することによって、「地域包括ケアの推進」に具体的に寄与するとともに、新たな社会的価値を創造する製品を積極的に認証していきます。

(4)「ダイバーシティのまちづくり」を推進する

障害のある方の社会参加は、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツや芸術の分野やまちづくりの分野など、より広い場面での取組が加速することが見込まれます。

また、障害のある方の就労の促進については、2018年に法定雇用率の算定対象にこれまでの身体障害・知的障害に加え、精神障害のある方が含まれたことに伴い、法定雇用率が引き上げられたことから、今後、ますます障害のある方の就労機会の拡大が進むことが見込まれます。

川崎市では、障害のある方の社会参加や就労機会の拡大を含む、ダイバーシティのまちづくりを一つの目的とするかわさきパラムーブメントの取組を進めていますが、かわさき基準においても、障害の有無に関わらず活躍できるダイバーシティのまちづくりに具体的に寄与し、新たな価値を創造する製品を積極的に認証していきます。

(5)「モノ」の活用により生まれる「コト」による新たな価値の創造・発信

－ かわさき基準（K I S）プレミアム －

かわさき基準（K I S）では、認証製品を決定するために、製品を利用する当事者によるモニター評価を行っています。モニター評価を行う際に生まれる「気づき」は、「モノ（製品）」を開発・販売する企業にとっても新たな「気づき」となることがあります。そして、「モノ」を使うことによって新たに気づく視点は、製品を利用する方にとっての「コト（目的）」であることや、その「コト」を達成するために必要な製品改良の視点であることが多くあります。

かわさき基準では、いわゆる「モノ」を認証していますが、ここで認証する「モノ」とは、製品を利用する方が実現したい「コト」を実現するための手段の一つであって、どういった「コト」を実現するためにどういった「モノ」が開発されたのかを重視します。この「コト」の中には、新たな在宅ケアモデルの構築や介護者・介助者負担の軽減、ダイバーシティのまちづくりがありますが、もっとも大切にしている概念は、自らが望むことを目指して、主体的に選択、自己決定できる「自立支援」にあります。

かわさき基準の認証にあたっては、「モノ」に着目するとともに、「モノ」から生み出される「コト」にも着目して認証を行い、その後の活用から価値の創造・発信に向けた動きをつくりだしていきます。

2017年度から、製品（モノ）の評価を行っているこれまでの認証に加え、認証製品の中から新たな評価項目に基づき、「モノ」の活用から生活の質の向上が促進されるといった「コト」を生み出す製品を「かわさき基準（K I S）プレミアム」として認証する取組を行っています。

3. 今年度の主な変更点

「モノ」の活用により生まれる「コト」による新たな価値の創造・発信を目的として、今年度からは、既に認証されたかわさき基準（KIS）認証福祉製品（ただし、現在も認証が継続している製品に限ります。）についても、「かわさき基準（K I S）プレミアム認証福祉製品」の応募対象とします。

4. 年間スケジュール (予定)

応募期間

4月25日(水) 応募受付開始

6月20日(水) 応募受付締切

一次審査

6月下旬～7月下旬 一次選考(書類選考)

7月下旬 一次審査結果通知

二次審査

8月上旬～8月下旬 モニター評価機関調整

覚書提出締切(該当製品のみ)

8月下旬～12月中旬 モニター評価実施、福祉製品に関する専門家等への意見聴取

認証福祉製品発表

2月上旬 二次審査結果通知

2月中旬【予定】 2018年度かわさき基準(KIS)認証福祉製品発表

2018年度かわさき基準(KIS)プレミアム認証福祉
製品発表

3月19日(火)【予定】 ウェルフェアイノベーションフォーラム

2018年度かわさき基準(KIS)福祉製品認証式

2018年度かわさき基準(KIS)福祉製品体験展示会

5. 審査の視点

(1) 審査の視点

ア 基本的視点

かわさき基準の認証審査では、応募対象の製品が、

- ① かわさき基準の理念に適合しているか
- ② 製品の活用によって「将来的な福祉課題への対応」に具体性があるか

を基本的な視点として審査します。また、この基本的な視点に加え、「産業」、「社会」の視点からも応募対象の製品を審査します。

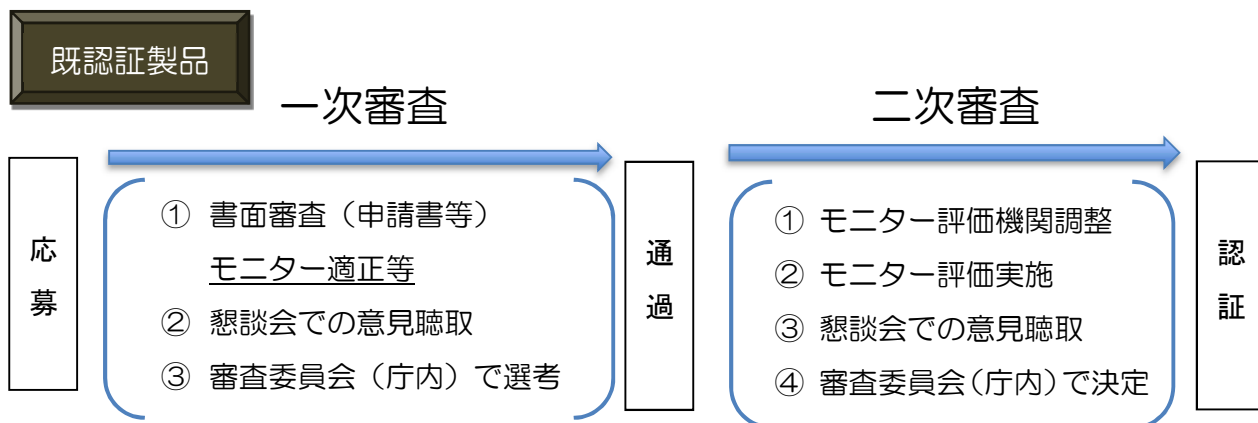
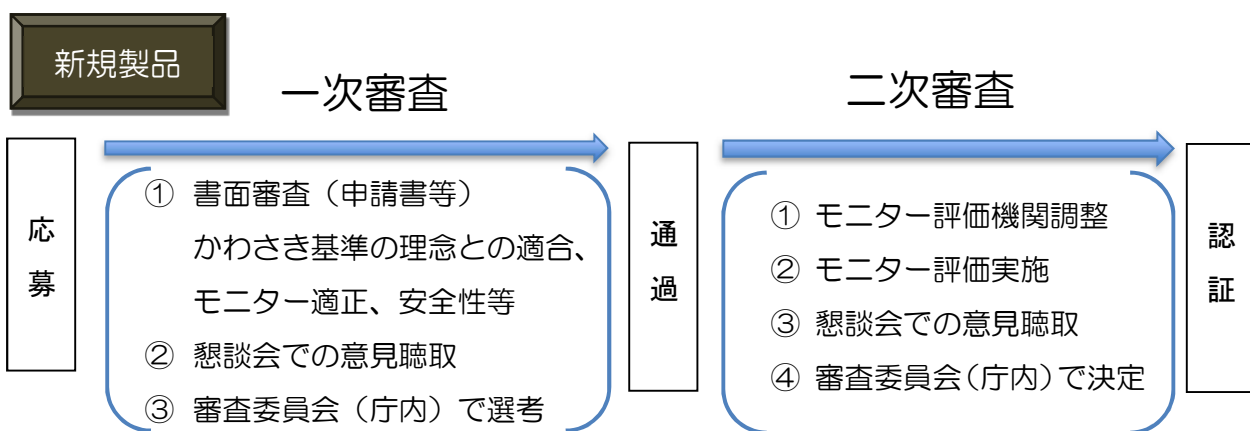
イ 産業的視点

具体的な福祉課題に新技術や既存の技術をどのように対応させ、課題を解決しているか。

ウ 社会的視点

モノ（製品）の活用により、新たな在宅ケアモデルの構築や介護者・介助者負担の軽減、ダイバーシティ社会の実現など、ライフスタイル・ワークスタイルの視点で新たな社会モデル構築に向け、どのような新たな価値を社会に対して提案しているか。

(2) 審査の流れ



6-1. 応募要領【かわさき基準（K I S）認証福祉製品】

(1) 応募対象製品、応募対象者

ア 応募対象製品

応募対象製品は、(ア)～(オ)のそれぞれに掲げる項目について、いずれかに該当し、(カ)の条件を満たす必要があります。

(ア) 製品の種類

- A 介護保険の対象となる福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具、日常生活用具
- B 共用品・ユニバーサルデザイン製品
- C 自助具、介護・介助支援機器

※上記においても、以下の項目に該当する製品は、対象外となります。

- ・本人へのフィードバックを伴わない、健康増進のみを目的とする製品
- ・医薬品医療機器等法における医療機器

(イ) 製品を活用することで解決する課題【目的】

- A 本人の自立支援を促す新たな在宅ケアモデルの実現
- B 施設や家庭内等での介護者・介助者負担の軽減
- C ダイバーシティのまちづくりの推進

(ウ) 想定する利用者(被介護者・被介助者)の状態【対象者】

- A 加齢による身体機能低下
- B 加齢による認知機能低下
- C 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺(脊損・頸損など)、ALS、リウマチ、その他)
- D 視覚障害・聴覚障害・言語障害
- E 内部障害（内臓機能疾患）
- F 知的障害・発達障害・精神障害

(エ) 利用場所(希望するモニター先)【環境】

- A 高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他）
- B 障害者支援施設(通所、入所、その他)
- C 利用者の自宅
- D 屋外
- E その他

(オ) 想定する利用者(被介護者・被介助者)の活動【活動シーン】

- A 移動・移乗
- B 入浴

- C 排泄
- D 更衣・整容
- E 食事
- F 睡眠
- G コミュニケーション
- H 姿勢保持
- I その他の動作・認知

(カ) その他

また、応募対象製品は、次の条件を満たす必要があります。

- ① 2018年8月31日までに、日本での販売・導入実績がある製品（試作品、開発段階の製品、販売実績が海外に限られる製品でないこと）であって、2019年2月中旬【予定】の「2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品発表」に公表でき、かつ原則として3月19日（火）【予定】に開催される「2018年度かわさき基準認証福祉製品体験展示会」において公開展示できるもの。
- ② モニター評価の実施が明らかに難しいと想定される製品でないこと。
【モニター評価の実施が困難な例】

- ・ モニターに過度な負担がかかる、または、安全面で高いリスクが想定される製品
- ・ 持ち運び可能なデモ機がなく、家屋への大規模な設置工事を伴う製品

イ 応募対象者

かわさき基準の理念に該当する製品を製造・販売している国内の民間企業、NPO法人

※ 海外で製造された製品の場合は、国内代理店・代理人からの応募を受け付けます（海外事業者からの応募は、認められません。）。

(2) 応募から認証までの手続き

ア 応募の手続き

応募者は、申請書類（A～K）及び製品サンプル（デモ機）を提出してください。併せてかわさき基準（KIS）プレミアムにも応募する場合は、「2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 審査シート」及び「2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 推薦シート（詳細はP15を参照してください。）」の提出が必要となります。

(ア) 申請書類

かわさき基準推進事業実施要綱に定める「かわさき基準認証応募申請書（様式1）」を含む、次の10種類（A～J）の書類及び「電子データを格納したCD-R」1枚（K）を提出してください。

【申請書類】

- A) かわさき基準認証応募申請書（様式1）1部
- B) 2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート 1部
- C) 製品のカタログまたはパンフレット 1部
- D) 取扱説明書またはこれに代わるもの 1部
- E) 会社案内もまたはこれに代わるもの 1部
- F) 生産物賠償責任保険の証明書（写）またはそれに類するもの 1部
- G) JIS、ISO、SG、CEなどの認証がある場合は、その証明書（写） 1部
- H) 公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類（写） 1部
- I) モニター評価を実施している場合、その結果がわかる資料 1部
- J) 提出物チェックリスト（新規認証製品用）
- K) 上記A～Jの電子データを格納したCD-R 1枚

- ・原則として、1製品ごとに申請書を作成してください。
- ・複数の製品を申請する場合は、製品ごとに申請書を作成してください。バリエーションの違いなどで「申請単位」の判断が難しい場合は、申請前に御相談ください。
- ・証明書等で未提出の書類があった場合（例えば、申請書で「JISを取得している。」と記載しているものの、その証明書類が未提出の場合）、その事実はないものとみなします。

（イ）製品サンプル（デモ機）

- ・申請書類を受付後、応募対象製品のサンプルを提出していただきます。原則として、審査終了後に返却いたしますが、消耗品の場合は、返却できません。
- ・提出先や提出方法等の詳細については、申請書類受付後に川崎市から連絡いたします（原則として、6月下旬を目処に連絡させていただきます。）。製品が大型であるなど、搬送等が難しい製品は、事前に御相談ください。
- ・提出にあたっては、次の点に御留意ください。

- ① デモ機の場合、提出後の一時返却も可能です。別途、御相談ください。
- ② 型番が複数に及ぶ場合は、原則として、全ての製品を御提出いただきます。
- ③ 提出・返却に要する全ての費用（人員含む。）は、応募者にて御負担いただきます。

イ 一次審査から二次審査までの手続き

（ア）一次審査結果の通知

応募者に対して、7月下旬に一次審査結果を文書にて通知します。

(イ) モニター評価機関の調整

一次審査を通過した製品については、申請書に記載された「想定する利用場所等」を踏まえ、モニター評価機関との整合性やモニター評価期間・日時について、応募者、川崎市、モニター評価候補先で調整を行います。

(ウ) 製品の安全性に関する証明書の提出

- モニター評価を行うにあたっては、モニターの安全が確保できるかを判断させていただくため、製品によっては、製品の安全性を証明できる書面の提出をお願いすることがあります。該当する場合は、JISやSG規格等を満たすことを証明する書類の提出が必要になります。これらの規格を取得していない場合は、公的試験場等で各基準に準ずる検査を受けていることを証明できる書類の写しの提出をお願いします（自社において公的試験と同等の試験を実施している場合は、その試験結果の提出をお願いします。）。
- 安全に関する基準の一部を満たしていない場合は、基準を満たしていない項目または試験を行っていない項目（残存リスク）の提示と、未達・非試験項目に対する対応方法等（リスクアセスメント）について、資料の提出をお願いします。
- 審査の過程において、改めて追加書類の提出や基準等を満たしているかの確認をお願いする場合がありますので、予め御了承願います。

(エ) 覚書の締結

- モニター評価を行うにあたって、製品によっては、モニター評価者の安全確保のため、川崎市が仲介者として調整した上で、応募者とモニター評価機関との間で、覚書を締結していただきます。

※ 覚書の雛形については、川崎市にて用意いたしますが、個々の状況によって調整することが可能です。また、必要に応じて、応募者には損害保険に加入していただく場合や、モニター協力者の安全確保のために公的試験等での検査をお願いする場合があります。この際の、費用は全て応募者の負担となります。

ウ 二次審査における手続き

(ア) 応募対象製品の搬入・搬出

- 8月下旬から12月中旬までの日程で、モニター評価を実施します。
- 応募者には、川崎市が指定する日時及び場所へ、申請時に提出いただいた製品サンプルとは別に、モニター評価用として、複数個の応募対象製品を搬入・搬出していただきます。

(イ) モニター評価実施時の対応

- モニター評価実施時には、立会いの上、製品説明等をお願いします。

(ウ) 二次審査実施に伴う経費

- モニター評価に要する費用（追加提出物の搬入・搬出、立会い・説明等の交通費等）は、

全て応募者の負担となります。

エ 二次審査後の手続き

(ア) 二次審査結果の通知

応募者に対して、審査によって得られた「総合評価コメント」を含めて、二次審査結果（認証結果）を2月上旬に文書にて通知します。

(イ) 認証対象に関する情報の確定

応募者は、2月中旬【予定】に認証製品を発表するにあたり、川崎市からの依頼に基づき、結果通知後から発表日までに認証製品に関する情報の確認を行います。

オ 認証福祉製品発表及び発表後の手続き

川崎市は、2019年2月中旬に「2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品」を発表し、プレスリリースするとともに、川崎市のウェブサイトにて、認証結果を公開します。認証事業者は、この発表日をもって認証結果を自ら公表することができます。

また、認証に伴う誓約書の提出により、認証の証である「KISマーク」を使用することができます。

6-2. 応募要領【かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品】

(1) 応募対象製品、応募対象者

ア 応募対象製品

応募する製品は、①、②のいずれかに該当する必要があります。

① **2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品**

2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品に応募する製品

② **既に認証されたかわさき基準（KIS）認証製品**

かわさき基準（KIS）認証福祉製品として認証された製品（現在も認証が継続している製品）

イ 応募対象者

かわさき基準認証福祉製品として認証されている製品（2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品に応募する製品を含む。）の認証事業者

(2) 応募等の手続き

ア 応募段階での手続き

応募者は、申請書類（A～I）及び製品サンプル（デモ機）を提出してください。

(ア) 申請書類

かわさき基準推進事業実施要綱に定める「かわさき基準認証応募申請書（様式1）」を含む、次の11種類（A～H）の書類及び「電子データを格納したCD-R」1枚（I）を提出してください。

【申請書類】

A) かわさき基準認証応募申請書（様式1）1部

B) 2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 基本情報シート 1部

C) 2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 審査シート 1部

D) 2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 推薦シート 1部

※ 推薦シートについては、製品である「モノ」の活用から生活の質の向上が促進されるといった「コト」を具体化しており、これまでの製品にはない「価値」が新たな社会モデル構築の可能性を有しているかについて、製品を使用している団体（関連グループ会社の経営施設等を除く。）、または、3名以上の使用者（直接、使用者に販売等を行っている製品に限る。）がそれぞれ1枚ずつ、推薦コメントを記入し、提出をお願いします（応募時に製品販売を開始していない等の理由で推薦シートが提出できない場合は、平成30年10月31日までに提出してください。）。

- E) 製品のカタログまたはパンフレット 1部
- F) 取扱説明書またはこれに代わるもの 1部
- G) 会社案内またはこれに代わるもの 1部
- H) 提出物チェックリスト（既認証製品用）
- I) 上記 A～H の電子データを格納したCD-R 1枚

・原則として、1製品ごとに申請書を作成してください。

(イ) 製品サンプル（デモ機）

- ・申請書類を受付後、応募対象製品のサンプルを提出していただきます。原則として、審査終了後に返却いたしますが、消耗品の場合は返却できません。
- ・提出先や提出方法等の詳細については、申請書類受付後に川崎市から連絡いたします（原則として、6月下旬を目処に連絡させていただきます。）。製品が大型であるなど、搬送等が難しい製品は、事前に御相談ください。
- ・提出にあたっては、次の点に御留意ください。

- ① デモ機の場合、提出後の一時返却も可能です。別途、御相談ください。
- ② 型番が複数に及ぶ場合は、原則として、全ての製品を御提出いただきます。
- ③ 提出・返却に要する全ての費用(人員含む)は、申請者にて御負担いただきます。

イ 一次審査から二次審査までの手続き

(ア) 一次審査結果の通知

応募者に対して、7月下旬に一次審査結果を文書にて通知します。

(イ) モニター評価機関の調整

一次審査を通過した製品については、申請書に記載された「想定する利用場所等」を踏まえ、モニター評価機関との整合性やモニター評価期間・日時について、応募者、川崎市、モニター評価候補先で調整を行います。

(ウ) 追加書類等の提出

- ・審査の過程において、改めて追加で書類の提出や安全性の基準等を満たしているかどうかの確認をお願いする場合がありますので、予め御了承願います。

(エ) 覚書の締結

- ・モニター評価を行うにあたって、製品によっては、モニター評価者の安全確保のため、川崎市が仲介者として調整した上で、応募者とモニター評価機関との間で、覚書を締結していただきます。

※ 覚書の雛形については、川崎市にて用意いたしますが、個々の状況によって調整することが可能です。また、必要に応じて、応募者には損害保険に加入していただく場合や、

モニター協力者の安全確保のために公的試験等での検査をお願いする場合があります。

この際の、費用は全て応募者の負担となります。

ウ 二次審査における手続き

(ア) モニター評価機関への応募対象製品の搬入・搬出

- ・ 8月下旬から12月中旬までの日程で、モニター評価を実施します。
- ・ 応募者には、川崎市が指定する日時及び場所へ、申請時に提出いただいた製品サンプルとは別に、モニター評価用として、複数個の応募対象製品を搬入・搬出していただきます。

(イ) モニター評価実施時の対応

- ・ モニター評価実施時には、立会いの上、製品説明等をお願いします。

(ウ) 二次審査実施に伴う経費

- ・ モニター評価に要する費用（追加提出物の搬入・搬出、立会い・説明等の交通費等）は、全て応募者の負担となります。

エ 二次審査結果の通知

応募者に対して、二次審査結果を2月上旬に文書にて通知します。

オ 認証対象に関する情報の確定

応募者は、2月中旬【予定】に認証製品を発表するにあたり、川崎市からの依頼に基づき、結果通知後から発表日までに認証製品に関する情報の確認を行います。

カ 認証福祉製品発表及び発表後の手続き

川崎市は、2019年2月中旬【予定】に「2018年度かわさき基準（K I S）プレミアム認証福祉製品」を発表し、プレスリリースするとともに、川崎市のウェブサイトにて、結果を公開します。認証事業者は、この発表日をもって結果を自ら公表することができます。また、認証に伴う誓約書の提出により、認証の証である「K I Sプレミアムマーク」を使用することができます。

認証結果は、2019年3月19日（火）【予定】に開催する川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムと同時開催する2018年度かわさき基準（K I S）福祉製品認証式にて、公表するとともに、認証事業者には「製品の活用によりつくりだす新たな価値の社会への提案」を目的に、プレゼンテーションを行っていただくことを予定しています。

7. 申請書記入項目の解説

(1) 2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート編

申請時に「2018年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート」に記載いただく項目の一覧です。

※ 表記の字数は、スペース・記号等も1文字としてカウントします。

※ （公開）と記載されている項目は、認証発表後に公開されます。

ア 基本情報

応募者及び応募対象製品の基本的な事項について記入いただく項目です。

(ア) 基本事項

① 事業者名（公開）

② 代表者名【役職・氏名】（非公開）

応募者（法人）の代表者の役職及び氏名を記載してください。

例）代表取締役社長 ●●

③ 所在地（公開）

郵便番号・都道府県から記載してください。

④ 担当者名【所属・役職・氏名】、担当者住所（非公開）

担当者の所属、役職、氏名及び住所を記載してください。

⑤ 問合せ先（非公開）

担当者の電話番号、ファックス番号及びメールアドレスを記載してください。

⑥ 製品名（公開）

⑦ 製品PR（15文字以内）（公開）

製品のPRを15文字以内で簡潔に記載してください。

⑧ 型番（公開）

⑨ 製品の種類（公開）

該当する製品の種類を次のうちから選択してください。

- ・福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具
- ・共用品・ユニバーサルデザイン製品
- ・自助具、介護・介助支援機器

⑩ 介護保険対象（公開）

介護保険の「対象」か「対象外」かを選択してください。

⑪ TAISコード番号（公開）

⑫ 補装具・日常生活用具対象（公開）

補装具・日常生活用具の「対象」か「対象外」かを選択してください。「対象」となった実績がある場合には、どの自治体で対象となっているのかを記載してください（対象自治体名は非公開となります。）。

⑬ J I S ・ I S Oコードの取得の有無（非公開）

⑭ 海外の認証コード取得の有無（非公開）

海外の認証コード（C Eなど）の取得有無を選択してください。「有」の場合には、認証コード名を記載してください。

⑮ 対象製品の知的財産権の有無（非公開）

対象製品の知的財産権の有無をそれぞれ選択してください。「有」を選択した知的財産権には、登録番号または出願番号を記載してください。

⑯ 販売・提供にあたり必要な法規（非公開）

対象製品の販売・提供にあたり、必要な法規等があれば記載してください。

⑰ 製造上の責任を負う事業者名（非公開）

対象製品の販売・提供にあたり、製造上の責任を負う事業者名を記載してください。

（イ）製品の概況

① 仕様（200文字以内）（公開）

寸法（縦×横×高さ）、重量、面積や製品を特徴付ける素材、製品利用に必要な電力量など仕様に関する事項を200文字以内で記載してください。

② 販売開始年月（公開）

販売を開始した年月を西暦で記載してください。

例）2018年3月

③ 販売状況（公開希望・非公開希望選択）

販売状況の「公開希望」・「非公開希望」を選択し、販売状況（詳細）に累積販売数（国内）、累積販売数（海外）、主な販売先等を100字以内で記載してください。

④ 販売対象地域（公開）

「国内のみ」・「国内・海外」を選択してください。

※ 国内での販売を必須とし、海外を販売対象としている場合は、国内・海外共通仕様の場合のみ対象とします。

⑤ 販売価格（希望小売価格）（公開）

販売価格（希望小売価格）を記載してください。また、介護保険法に基づく福祉用具貸

与の対象となる場合には、厚生労働省が取組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報として、テクノエイド協会のホームページで公開されている最頻価格及び平均価格をそれぞれ記載してください。

⑥ 製品の利用条件（100字以内）（公開）

利用方法や場面、利用者制限（身長・体重・可動域等）の有無、インターネット環境や電源の有無等の条件を記載してください。

※ モニター評価（二次審査）を実施する際の参考にしますので、具体的に記載してください。

(ウ) 審査用画像・資料/公開用画像

A 審査用画像（非公開）

- ・写真1：メイン画像（JPEG画像）
 - ・写真2：製品を使用している状況が分かる画像（JPEG画像）
 - ・写真3：技術を応用したポイントを表す画像（JPEG画像）
 - ・その他：認証審査時に確認して欲しい補足資料等（JPEG画像またはPDFファイル）
- ※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、500×350ピクセル相当以上としてください。
- ※ 画像のファイルサイズは1メガバイト程度としてください。
- ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子（「.jpg」）を必ずつけてください。

B 公開用画像（公開）

- ・写真1：ウェブ公開用画像
 - ・写真2：展示体験会チラシ及びかわさき基準認証福祉製品パンフレット掲載画像
 - ・その他：ウェブ開発・販売チームの写真など
- ※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、解像度350dpi（縦横位置問わず、長辺190mm程度）としてください。
- ※ 認証時のウェブサイト公開写真は、必要に応じてリサイズして使用します。
- ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子（「.jpg」）を必ずつけてください。

イ 審査情報

審査に関する事項について記載する項目です。

(ア) 製品の概要

① 製品概要（300文字以内）（公開）

製品の概要について、一般生活者にも分かるよう、簡潔明瞭に記載してください。

② 想定する利用場面

・ 想定する利用場面【活動シーン】（公開）

想定する利用場面を移動・移乗、入浴、排泄、更衣・整容、食事、睡眠、コミュニケーション、姿勢保持、その他から選択してください。

・ 想定する利用場面【環境】（公開）

想定する利用場面を在宅、施設、在宅と施設の両方から選択してください。

・ 補足事項（80文字以内）（公開）

補足する内容があれば80文字以内で記載してください。

想定する利用場面として選択された情報をもとに、二次審査におけるモニター評価先を検討します。 認証する際に、記載内容と異なる「想定する利用場面」が判明した場合は、協議の上、新たに公開情報として追加する場合があります。

③ 想定する利用者（50文字以内）（公開）

想定する利用者の状態を50文字以内（複数可）で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・ 加齢により身体機能、認知機能が低下された方
- ・ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS）のある方
- ・ 視覚障害、聴覚障害、言語障害、内部障害（内臓機能疾患）のある方
- ・ 認知症の初期～中期の方、認知症で徘徊症状のある方
- ・ 要支援・要支援未滿の比較的活動意欲のある方
- ・ 耳が聞こえにくくなってきたが補聴器を使用していない方
- ・ 遠距離に住む家族の見守りを必要としている方、日中独居で暮らしている方

想定する利用者として記載された情報をもとに、二次審査におけるモニター評価先を検討します。 認証する際に、記載内容と異なる「想定する利用者」が判明した場合は、協議の上、新たに公開情報として追加する場合があります。

④ 想定する利用場所（30字以内）（公開）

想定する場所を30字以内（複数可）で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養）
- ・障害者施設（通所・入所）
- ・利用者の自宅、インターネットの環境のある屋内
- ・屋外

想定する利用場所として記載された情報をもとに、二次審査におけるモニター評価先を検討します。認証する際に、記載内容と異なる「想定する場所」が判明した場合は、協議の上、新たに公開情報として追加する場合があります。

(イ) 製品の詳細

① 開発の背景（200字以内）（公開）

製品開発・販売を始めるまでの市場動向や社会背景、開発・販売を始めたきっかけについて200字以内で記載してください。

② 企画・開発・販売の意義（200字以内）（公開）

製品の企画・開発・販売によって、ユーザーや社会に対して新たに提案・提供しようとした価値や、その提案・提供によって得ようとした効果について記載してください。

③ 創意工夫（300字以内）（公開）

製品の企画・開発において、新技術や既存の技術を応用した点など創意工夫を行った事項について記載してください。

④ 社会へのメッセージ（500字以内）（公開）

社会へのメッセージについて、次の3つからテーマを選択し、選択したテーマに基づき、具体的に社会に対して提案・提供している価値やその提案によって得られる効果などを500字以内で記載してください。

【テーマ】（選択）

- ・自立支援を促進による新たな在宅ケアモデルの構築
- ・介護・介助者負担の軽減
- ・ダイバーシティのまちづくり

⑤ 類似製品との違い（300字以内）（非公開）

製品の機能、デザイン、価格等、類似製品との違いを 300 字以内で記載してください。

⑥ 事故の発生状況（200 字以内）（非公開）

応募製品について、事故が発生したことがある場合は、その件数及び事故の内容を 200 字以内で具体的に記載してください。

なお、事故の発生した実績がない場合は、「事故の発生した実績はありません。」と記載してください。

(ウ) かわさき基準の理念との適合

① 理念1：人格尊厳の尊重（200 字以内）（非公開）

利用者の人格や尊厳を尊重するために配慮した点を 200 字以内で記載してください。

【配慮した点（例）】

- ・ 利用者の人格・人権・人間性などへ配慮した
- ・ 利用者の使用状況（目的・方法・時間・順序・組合せなど）に配慮した
- ・ 利用者の日常の活動パターンに配慮した

② ニーズの総合的把握（200 字以内）（非公開）

ニーズを総合的に把握した上で、そのニーズを製品に反映した点を 200 字以内で記載してください。

【把握したニーズ（例）】

- ・ 利用者の機能性に関するニーズ
- ・ 利用者の心理的受容性に対するニーズ
- ・ 社会的ニーズ

社会的ニーズには、製造から廃棄までの製品のライフサイクルの中で環境負荷の低減に寄与することも含まれますので、リユース（再利用）が容易な場合は、その旨を併せて記載してください。

③ 理念3：利用者意見の反映（200 字以内）（非公開）

製品開発において、専門家からの評価やモニター評価を実施した実績の有無を記載し、その評価や意見を製品に反映させた点を 200 字以内で記載してください。

専門家からの評価やモニター評価の実績がある場合は、その内容及び結果がわかる資料を 1 つ以上 PDF ファイルで提出してください。

④ 理念4：自己決定（200字以内）（非公開）

利用者本人が自ら、主体的に選択、決定できるように配慮した点を200字以内で記載してください。

【配慮した点（例）】

- ・ 利用者の自己決定を促すために、製品に関する様々な情報を利用者が容易に得ることができるよう配慮した点
- ・ 製品利用にあたってのマニュアルが、利用者にとって情報を得やす媒体により、わかりやすく伝わるよう配慮した点

⑤ 理念5：活動能力の活性化（200字以内）（非公開）

利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるよう配慮した点を200字以内で記載してください。記載にあたっては、以下の【配慮した点（例）】をできる限り網羅させ、具体的に記載するようにしてください。

【配慮した点（例）】

- ・ 製品利用者の残存能力を最大限に引き出すことに配慮した点
- ・ 操作性・調節性などの機能性で配慮した点
- ・ 組立や操作理解の容易性などで配慮した点
- ・ 活動を促す前向きな気持ちを引き出すことなど心理的な視点で配慮した点
（利用者の嗜好や価値観、美的感覚などの感性ニーズへの配慮等）

⑥ 理念6：利用しやすさ（200字以内）（非公開）

製品が身近なところですみやかに提供されるように配慮した点を200字以内で記載してください。

【配慮した点（例）】

- ・ 製品の市場性を確保し、利用者が購入・補修が安価で行うことができるように類似製品の半額の価格で提供することで、経済性に配慮した。
※ 配慮した点としては価格等の経済性をあげる場合は、類似製品との価格比較について言及してください。
- ・ 故障・部品交換等が生じた際には、相談の上、●●を行うなど購入後のアフターフォローがすみやかに行えるよう配慮した。

⑦ 理念7：安全・安心（200字以内）（非公開）

製品利用に際して、安全性や機能性確保に関して配慮した点を200字以内で記載してください。また、生産物賠償責任保険に加入している場合は証明書（写）等を併せて提出してください。

【配慮した点（例）】

- ・ 製造物責任に関する取組で配慮した点
- ・ 長期的又は反復的な使用や想定しにくい使用の場合にも安全性が担保できるように配慮した点

生産物賠償責任保険に加入している場合は、証明書（写）等を併せて、提出してください。

⑧ 理念8：ノーマライゼーション（200字以内）（非公開）

製品利用を通じて、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるよう配慮した点を200字以内で記載してください。

【配慮した点（例）】

- ・ 自宅などの生活環境で、自立した暮らしを送れるよう配慮した点
- ・ 街、商店、公共施設などの社会環境で自立した暮らしを送れるよう配慮した点
- ・ 製品利用に抵抗感がないよう配慮した点

(2) 2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 審査シート編

申請時に「2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 審査シート」に記載いただく項目の一覧です。

なお、「2018年度かわさき基準（KIS）プレミアム認証福祉製品 基本情報シート」の記載内容については、P18～P22の解説を参照してください。

※ 表記の字数は、スペース・記号等も1文字としてカウントします。

※ （公開）と記載されている項目は、認証発表後に公開されます。

ア 基本情報

- ① 製品名（公開）
- ② 事業者名（公開）

イ 審査事項

(ア) 「コト」を生み出している「実現性」

- ① 価値創造（100字以上300字以内）（公開）

従来の製品では、出来なかった「コト」について、社会に対して、どのような新たな価値の提案を行っているかを100字以上300字以内で記載してください。

今まで当事者や介助・介護者等が望んでいたのに出来なかった「コト」について、どのような「コト」が出来るようになり、その出来る「コト」が社会に対して、どのような新たな価値の提案をしているか。

補足

国や県等の自治体からの補助助成の交付実績、各種賞の受賞やメディアへの露出等があれば補足情報として記載してください。

- ② 具現化（100字以上300字以内）（公開）

「自立支援」、「介護者・介助者負担軽減」、「ダイバーシティのまちづくり」の推進において、当事者や介助・介護者等の生活を豊かにしていく「コト」をどのように具現化しているかを100字以上300字以内で記載してください。

製品「モノ」を活用することにより、当事者や介助・介護者等の生活にどのような良い変化「コト」が起こるのか。また、その変化が起こることによって、どのように生活が豊かになるのか。

③ 訴求力（100 字以上 300 字以内）（公開）

「コト」を生み出すにあたり、ユーザーが自ら積極的に使いたくなるどのような魅力があるか。また、その魅力をどのようにユーザーに伝えているかを 100 字以上 300 字以内で記載してください。

利用者が自ら積極的に製品を使いたくなる魅力について、利用者は、製品のどこに魅力を感じているか（製品の使い易さ、価格等）。

- ・ その魅力は、利用者等からの意見を取り入れてたものなのか。
- ・ その魅力をどのような手段や機会を使って、ユーザーに伝えているか。

補足

国や県等の自治体からの補助助成の交付実績、各種賞の受賞やメディアへの露出等があれば補足情報として記載してください。

④ 汎用性（100 字以上 300 字以内）（公開）

個別の事案に対応するものではなく、他の同様のニーズにも応える汎用性を有しているかについて、具体例を挙げた上で、100 字以上 300 字以内で記載してください。

当事者や介助・介護者等の利用者の立場を考慮し、性別や年齢等に関係なく、幅広い障害の等級に対応している等、個別の事例だけではなく、他の同様のニーズにも応える汎用性を有しているか。

（例）A を対象としているが B のニーズに答えることもできる。

⑤ 定量化（100 字以上 300 字以内）（公開）

「コト」の変化をどのように定量化して示すことができるかについて、100 字以上 300 字以内で記載してください。

ユーザーや製品を利用している施設等のアンケートや声を踏まえ、その変化をどのように定量化することができるか。

【定量化の例】

- ・ 製品を活用することで、利用者の活動量が平均●時間増えた。
- ・ 迅速で的確なケアが可能となり、介助・介護者等の従事時間が平均●時間縮減され、他の業務を行えるようになった。

補足

既に定量化した実績がある場合は、その結果等について、具体的に記載し、結果が分かる資料等を提出してください。

(イ)「コト」を広め、さらに新たなコトを生み出す「将来性」

① 社会モデル（100字以上300字以内）（公開）

製品活用によりもたらす「コト」が、独自性・新規性・革新性により、どのような「新たな社会モデル」を構築していく可能性を有しているかを100字以上300字以内で記載してください。

今後の人口等の社会構造を踏まえ、製品を活用することによりもたらす「コト」が、その社会構造の中でどのように社会的障壁を取り除き、生活を楽しく過ごせるようになるなど、新たなライフスタイルやワークスタイルを構築するか。
どのような社会課題を認識し、その課題に対して、製品を扱うことでどのような変化を起こし、社会保障制度等に変化を起こしていくのかなど。

② 普及促進（100字以上300字以内）（公開）

製品の活用により「コト」を生み出すことを広く展開させていくために、どのようなユーザーへの普及促進の手法を考えているかを100字以上300字以内で記載してください。

製品を必要としている人に、実際に製品を使用してもらうため、どのような普及促進の手法を考えているか。また、アンケート等で得たユーザーからの意見をどのように製品に反映し、普及促進を図っているか。

【普及促進の例】

- ・ マスコミを活用した広報活動を行う。
- ・ ●●賞へ応募し、入賞することで製品の認知度を高める。
- ・ ●●団体と協力し、●●体験会を開催することで、普及促進を図る。

③ 拡張性（100字以上300字以内）（公開）

他の製品やサービスとの新たな組み合わせにより、さらなる新しい「コト」を生み出す可能性があるかについて、100字以上300字以内で記載してください。

他の製品やサービスとの新たな組み合わせを積極的に行い、組み合わせによる新しい「コト」を生み出す要素があるか。

【記載例】

（応募）製品をタクシーサービスと組み合わせることにより、これまで、障害がある方にとって利用困難であった移動手段（タクシー）に「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」の変革を起こす可能性（要素）がある。

④ 異分野展開（100字以上300字以内）（公開）

主な対象とは異なるユーザー・場面・手法での新たな展開により、新しい「コト」を生み出すことができるかについて、100字以上300字以内で記載してください。

製品開発時に主な対象としていたユーザー・場面・手法とは別の展開を行うことで、新しい「コト」を生み出す可能性があるか。

【記載例】

製品開発時には、「施設」の高齢者を主な対象としていたが、今後、「在宅」の高齢者にも応用できるように製品の利用方法を工夫することによって「在宅」高齢者の生活環境に●●が生じるようにする。

⑤ 持続可能性（100字以上300字以内）（公開）

製品の活用から生み出される「コト」が、中長期的な観点から、持続可能性の高い内容のものかについて、100字以上300字以内で記載してください。

製品の活用から生み出される「コト」が一過性のものでなく、中長期的な観点から、持続可能性の高いものとなっているか。

【記載例】

・当該製品から生み出される「コト」（●●）は、社会構造において、重要な課題●●を解決するものであり、一過性のものでなく、●年後の課題にも対応できる持続性を有している。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2018.4.23